三　サイバーセキュリティに係る要員の確保
　サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること。
四　PDCAサイクルの確立
　PDCAサイクルの循環により、継続的なサイバーセキュリティの水準の向上につながる仕組みを構築し、その有効化を図るため、次のいずれかを実施していること。
　イ　サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、合理的かつ客観的な基準による公正な第三者認証を取得し、維持していること。
　ロ　定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合であって、独立性及び公平性を担保し、外部監査に準じた措置として組織内において講じているものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること。
五　インシデント対応
　サイバーセキュリティに関するインシデントに対し、サイバーセキュリティを維持するための責任、権限及び能力を備えたインシデント対応要員を配置し、対応方針を含む運用規程等を定めていること。
六　事業継続計画の策定
　不正アクセス等のサイバー攻撃による障害等から迅速に復旧するための方法を含む適切な事業継続計画を策定していること。
七　リスクの分析と対策
　サイバー攻撃に対するリスク分析を実施し、対象事業におけるリスクを認識した上で、対象事業を行う事業者の組織に加え、運営業務の外部委託先も含め、当該リスクに応じた技術的及び組織的なサイバーセキュリティ対策を実施すること。
八　脆弱性に対する継続的な対策
　対象事業に用いるソフトウェア及びハードウェアの脆弱性が顕在化しないよう、当該脆弱性に関する情報収集、セキュリティパッチの適用等の必要な対策を継続的に講ずること。
九　サイバー攻撃等の検知及び監視
　日々進化するサイバー攻撃等の脅威に対して、それらの検知及び監視を行うサイバーセキュリティ対策を講ずること。

○経済産業省告示第百十号

　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第三十六条第一項の規定に基づき、中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針を次のように定め、生産性向上特別措置法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

　平成三十年六月五日

経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針

生産性向上特別措置法第三十六条第一項に規定する経済産業大臣が定める指針を次のとおり定める。

第一　先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

1　先端設備等の導入の促進の目標

　先端設備等の導入の促進の目標の設定に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が自らの地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を分析した上で、先端設備等の導入の目標とともに、如何に市町村内の生産性の向上を図るのかの概略を記載することとする。

2　経営指標

　先端設備等導入の目的は中小企業者の生産性向上であることに鑑み、市町村が先端設備等導入計画を認定するに当たっては、労働生産性の向上を判断基準として設定することとする。労働生産性については、目標伸び率は年平均三％以上とし、五年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である五年後までの労働生産性向上の目標伸び率は十五％以上、三年間の計画の場合、三年後までの目標伸び率は九％以上、四年間の計画の場合、四年後までの目標伸び率は十二％以上とすることとする。市町村において、当該目標伸び率よりも高い目標を設定することは可能とする。

第二　先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

1　先端設備等の種類

　中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村は、導入を促進する先端設備等の種類について、先端設備等の種類の全てを設定することを可能とする。また、地域の状況、特色等に鑑み、先端設備等の種類を限定することも可能とする。なお、市町村は、先端設備等の種類を限定する場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

2　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

　中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村が導入を促進する先端設備等については、市町村内における全ての地域、業種、事業等を対象とすることを可能とする。また、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、地域、業種、事業等を限定し、重点的に支援する分野を定めることも可能とする。なお、市町村が重点的に支援する分野を定める場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

　また、中小企業者における取組については、市町村の枠を超え、海外市場等を見据えた連携その他の多様な事業活動についても含むことができるものとする。

3　導入促進基本計画の期間

　導入促進基本計画の期間は、原則三年間とすることとする。ただし、市町村が、地域の状況、特色等に鑑み、三年間より短い期間とすることは可能とする。なお、市町村が三年間より短い期間とする場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

4　先端設備等導入計画の期間

　先端設備等導入計画の期間は三年間、四年間又は五年間とすることとする。

第三　その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

1　地域の特性の活用

　市町村は、自らの地域の状況、特色等を踏まえ、独自に配慮するべき事項を記載できるものとする。

2　雇用への配慮

　市町村は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮するものとする。

3　認定等に対する配慮

　国及び市町村は、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。

　市町村は、認定に当たっては、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。また、市町村が、認定その他の手続に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることは可能とする。

4　中小企業者に対する施策の総合的推進

　国及び市町村は、先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

5　計画の進捗状況についての調査

　国及び市町村は、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を調査し、把握する。また、市町村は先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努めるものとする。